

令和7年度 生徒手帳

鳥取県立八頭高等学校

680-0492

鳥取県八頭郡八頭町久能寺 725

TEL (0858) 72-0022

FAX (0858) 72-0113

目 次

校 章	1
本校の教育目標・生徒信条	1
校 歌	2
授業料及び学校徴収金の納入について	2
各種証明書の発行について	2
学習成績の評定・出欠席・単位認定・ 卒業資格等について	3
気象警報と休業措置について	3
生徒心得	4
身だしなみ基準	6
ICT 機器の利用について	7
食堂・売店の利用について	8
表彰規定	8
生徒会規定	9
部室使用規定	13
合宿規定	14
図書館規則	14
教育相談活動について	14
壮行歌・応援歌	15
本校の沿革	16～18

校 章



～デザインの由来～

校庭の松林の間には小菊が群生し、秋深きころともなれば、ふくいくたる香気に満ちるので、本校の前身たる八頭高女時代から菊を校章としていた。

八頭高等学校の発足にあたり、本校もこれをうけつぎ、菊の若葉三枚を組み合わせ、その中央に高等学校の高の字を配した。その表徴するところは「節操高く、高潔にして、清く優しく、美しいものを求めてやまぬ」若人の希望であり、理想である。

本校の教育目標

- 1 知性を養い、真理の深究に努める。
- 1 道義を重んじ、人格の形成に努める。
- 1 心身を鍛え、気力の高揚に努める。

生 徒 信 条

「しん し めいろう 真摯明朗」 「こっ き じんりょく 克己盡力」

「真摯」は、まこと・まじめの意味である。全ての事に当たり、誠を尽くす態度を言う。四書の一つ『中庸』にも「誠は天の道なり、これを

誠にするは人の道なり」とあり、道徳の基本原則を示す言葉である。

「明朗」は、「明き浄き直き誠の心」という言葉が宣命にある。清明心、つまり明るい性格・明朗な行動こそが人と人の交わりに大切な事であり、誠の持つ本質的な明るさの中に含まれている事である。

「克己盡力」とは、己の欲望に打ち勝ち、常に全力を尽くすことを意味する。

校 歌

安引 昭弘 作曲

小幡 義之 作曲

1 たたなわる ^{やまなみ}山脈はるか
^{りそう}理想かかげ
^{しんり}真理 ^{しんり}真理 おおわれら
^{もと}求めてやまず ^{おも}想い ^{つちこ}培う
^ゆ往けやこの道 ^{あした}この朝

2 みはるかす ^{やず}八頭 ^{くにはら}の国原
^{ながれきよ}溪流清く
純情 純情 おおわれら
ひとつに ^{むす}結び ^{はぐく}心育む
^{むつ}睦べよき友 ^{とも}この ^{つど}集い

3 あらがねの ^{つち}土 ^かの香におう
^{ひかげ}陽光あびて
^{ちから}力 ^{ちから}力 おおわれら
^お雄々しく ^{たけ}健く ^{いのちかがよ}命輝う
^{わこうど}たてよ若人 ^{おか}この丘べ

授業料・学校徴収金の納入について

◆授業料

◆PTA会費、生徒会費等の学校徴収金
上記を、毎月26日（その日が金融機関の休業日に当たるときは翌日）までに、下記の方法に

より納入する。

ただし、1年生の4月分については5月26日までに1、2年生の3月分については2月26日までに、3年生の2、3月分については1月26日までに納入する。

1) 口座振替（自動引落し）による納付

2) 金融機関窓口での現金納付

※納入期限までに納入されないときは、振替不能等についてのお知らせを郵送するので、速やかに納付する。

各種証明書の発行について

1 事務室で発行する証明書

◆在学証明書 → 事務室に申請する

◆卒業証明書 → 事務室に申請する

◆成績・単位修得証明書

→ 学級担任に申請する

◆卒業見込証明書→学級担任に申請する

◆J R 学生割引証

→ 担任又は顧問の印をもらい事務室に
申し込む

※交付願は担任又は事務室からもらう

受付時間	発行時間
08:10から 昼休憩終了まで	当日15:00以降 (注①)
昼休憩終了以降 16:40まで	申請の翌日 (注①)

注① 英文の証明書については、数日後の発行となる。

※受取りの際、本人を証明するもの（生徒証等）が必要。本人以外が申込み、又は受取りをする場合は、委任状と代理人の本人を証明する書類（運転免許証、保険証等）が必要。

学習成績の評定・出欠席・ 単位認定・卒業資格等について

1 学習成績の評定と考査

学習成績の評定は、平素の学習状況及び各考査の成績に基づき、10点法によって表記するとともに、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に基づき、A・B・Cで評価する。

定期考査をやむを得ない理由によって欠いた者は、速やかに追考査願を教科担任に提出し、追考査を受けなければならない。

考査中不正行為のあった者は、当該科目の考査点は、零点とする。また、出席して答案を提出しなかった科目は、その考査点を零点とする。

2 出欠席

- (1) 教科・総合的な探究の時間、特別活動の遅刻・早退は、合計を3で除した数をそれぞれの欠課時間数とする。
- (2) 公認欠席者は、出席扱いとする。生徒が公認欠席を希望する時は、関係職員に公認欠席願を提出する。前記の手続きを完了するまでは欠席とする。
- (3) 下記ア～ウの日数・時間数は、出席しなければならない日数及び、学校で指導した時間数としない。

ア 忌引による日数及び時間数（休業日も含む）

- 1 親等の親族……7日
- 2 親等の親族……3日
- 3 親等の親族……1日

イ 学校保健安全法の規定により、校長が出席停止させた日数及び時間数。

ウ 非常変災等により欠席し、校長の認めた日数及び時間数。

3 教科・科目、総合的な探究の時間及び

特別活動の履修の認定

【認定】

出席時数が、指導した時間数の5分の4以上であること。

4 教科・科目の単位の修得の認定

【認定】

履修が認定された教科・科目のうちその科目の評定が10点法の3以上であること。

5 卒業の認定

校長は、次の各項をすべて満たしている者に対して、卒業を認定する。ただし、次の(3)のみ満たさない者については卒業の認定を保留し、未納分の納付があったとき、速やかに卒業を認定する。

- (1) 通算3年以上在籍し、学習指導要領の基準に示された科目、各年次における総合的な探究の時間及び特別活動の履修が認定されていること。
- (2) 各教科・科目の合計単位数が84単位以上修得されていること。
- (3) 納付すべき授業料を納付していること。

気象警報と休業措置について

気象警報などによる休業の取扱いを以下のようになっています。

- (1) 悪天候や公共交通機関の大幅な乱れにより登校が困難なことが予想される場合などは、その都度状況に応じて休業等の措置を決定する。
- (2) 対応は原則として前日までに決定するが、登校後の急な気象変化などにはその状況に応じて対応する。
- (3) 休業等の措置については、各ホームルームでの連絡、一斉メール配信及びGoogle Classroom、ホームページへの掲載をもって周知を図る。

なお、臨時休業の決定や避難情報又は気象情報等の発令の有無に関わらず、生徒又は保護者が安全に登校できないと判

断した場合は、保護者の方が学校に連絡した上で自宅待機とし、自宅待機の間は公認欠席扱いとする。

注意

特別な事情のない限り、学校へ問い合わせなどの電話はしないでください。

保護者向けの一斉メール配信を実施します。
登録方法等については入学後に配布しました「一斉メール配信への登録について」文書をご確認ください。

生徒心得

鳥取県立八頭高等学校の生徒は、本校生徒としての本分を自覚し、教育方針に基づいて克己盡力の気風を養い、真摯で明朗な校風を築くよう努力しよう。

1 礼儀

常に礼儀をわきまえ、良識をもって行動し、秩序ある生活をしよう。

常に挨拶を忘れず、言葉遣いや態度には十分気をつけ、高校生としての品位を損なわないようにしよう。

2 服装

服装は本校生徒にふさわしく質素・端正・清潔であるよう日常的に整備し、流行に流され、華美にならないようにしましょう。

3 交友

ア 校内外の交際はお互いに人格を尊重し合い、明朗な交際をし、よき友情を育てよう。
イ どのような暴力も一切認めず、常に話し合いで解決しよう。

4 校内生活

ア 遅刻をしないようにしよう。
イ 登校後は校外に出ないようにしよう。止むを得ない場合は担任の許可を得よう。
ウ 上履のままでグラウンドや校地外に出ないようにしよう。

エ 貴重品は各自で厳重に管理しよう。必要に応じて貴重品袋を活用し、HR担任に保管してもらおう。

オ 所持品には必ず記名しておこう。

カ 拾得物は速やかに係の先生に届け出よう。また遺失物・盗難等に気づいた場合には、速やかに担任または係の先生に届け出よう。

キ 学校生活に不必要なものは持参しないようにしよう。

ク 食堂を利用する場合は、「食堂売店の利用について」をよく守り規律正しく利用しよう。

ケ 部活終了時刻（18：20）を守り、用事の無い場合は速やかに帰宅するようにしよう。

コ 公共物は丁寧に取扱い、破損した場合は責任をとろう。

サ 許可なくして火気の使用はしないようにしよう。

シ 自転車通学生は必ず学校の許可を受け、定められた場所に置き、必ず施錠しよう。

ス スマートフォン等は学校敷地内では電源を切り使用はやめよう。

セ 校内美化に努め、各自のゴミは持ち帰ろう。

5 校外生活

ア 登下校時はもちろん、常に交通マナー、交通ルールをよく守り、公共心をもって行動しよう。

①不正乗車は絶対にしないようにしよう。

②公共交通機関を利用する場合は駅等や車内でのマナーを守り、他人に迷惑をかけないようにしよう。

③スマートフォン等を操作しながら歩かないようにしよう。

④いっぱいに広がって歩かないようにしよう。

⑤自転車通学者は、次の点に気をつけ安全

運転を心がけよう。

○2人乗りをしないようにしよう。

○並進をしないようにしよう。

○傘差し運転をしないようにしよう。

○スマートフォン等を操作したり、音楽を聴きながら運転をしないようにしよう。

○夜間には必ずライトをつけよう。

○側面反射材を付けよう。

○ヘルメットを着用しよう。

⑥バイク・電動キックボードでの通学は許可しません。

⑦無断免許所得、無免許運転は絶対にしないようにしよう。

イ 登下校時は必ず制服を着用しよう。ただし、休日および長期休業中の部活動を除く。

ウ 登下校時はもちろん、下校後の外出時にも必ず生徒証を携行しよう。

エ 風紀上好ましくない場所等、禁止されている場所には出入りしないようにしよう。

オ 夜間の外出（10月～4月は午後9時以降、5月～9月は午後10時以降）はやめよう。

カ 外泊が必要な場合は、保護者の許可を得よう。

キ 飲酒・喫煙は絶対にしない。

ク 情報機器の情報提供サービスは、犯罪等に巻き込まれる危険性があるので利用方法を考えよう。

6 申請

以下の項目は必ず申請をする。

○異装、下宿、自転車通学、運転免許証取得、校内掲示、学生割引証交付、アルバイト

7 諸規定とその取扱いについて

申請は所定の用紙に必要事項を記入し、下記の順に申請する。

生徒 → 担任 → 学年主任
→ 指導係

ア 異装

やむを得ない事情により服装規程に合致しない場合に願い出る。

イ 下宿

やむを得ない事情により、下宿が必要となる場合に願い出る。

環境条件が下記「下宿規程」に適した場合のみ許可する。（毎年更新）

※「下宿規程」

次の各項に該当する場合は、下宿を認めない。

① 異性の高校生が下宿している場合

② 風紀上、環境の好ましくない場合

③ 管理者の2週間以上にわたる不在が予想される場合

④ その他生活態度不良の生徒

ウ 自転車通学許可

自転車通学者(学校まで)は、「通学用自転車ステッカー」の交付を受けること。ステッカーを貼付していない自転車の使用者は通学許可を取り消す。

エ 運転免許取得・自動車学校通学

原則として認めない。自動車学校通学については3年次の1月中旬以降の特別学習期間に許可を得た者に限る。

オ 掲示許可

掲示物・ポスターを指導係へ持参し、許可印を押してもらい、所定の場所へ掲示する。

カ 学生割引証交付

旅行が許可された場合のみ交付する。

キ アルバイト許可

アルバイトは原則として認めない。ただし、特別な事由がある場合は、担任に相談し、事前に願い出て許可を得る。

<許可条件>

① 次に該当する生徒は、原則として許可しない。

- a 成績評定が2以下の教科・科目を有する生徒。
- b 生活指導上問題のある生徒。
- ② アルバイトの内容等
 - a 接客業（ファーストフード店、居酒屋、その他酒類が扱われるところ）でないこと。
 - b 勤務時間が午後6時以降に及ばないこと。
 - c 肉体的に過重な労働内容や危険度の高い仕事でないこと。
 - d 遠距離の通勤、住み込みを必要としないこと。
 - e 原則、長期休業中とし、休業期間の半分を越えないこと。

身だしなみ基準

1 注意事項

- ア 服装は質素、清潔、端正で、頭髮は品位・清潔感があり、爽やかな髪型を心掛けること。
- イ 学校生活においては、必ず本校指定の制服を着用すること。
ただし、休日および長期休業中の部活動による登下校は、部活動の服装でもよい。

2 制服

新制服

- ア アイテム
 - ＜ベーシックアイテム＞
 - ブレザー、長袖カッターシャツ、スラックス、スカート、ネクタイ、リボン。
 - ＜オプションアイテム＞
 - 半袖ポロシャツ、セーター、ベスト。
- イ スタイル
 - ＜フォーマルスタイル＞
 - (学校が指定する行事等への参加)
 - ベーシックアイテムを必ず着用し、内着と

してオプションアイテムのセーター、ベストを着用することができる。

＜カジュアルスタイル＞

ベーシックアイテムとオプションアイテムを自由に組み合わせて着用することができる。

ウ ズボン・スカート

ズボン丈は、くるぶしが隠れて裾を踏まない程度とする。スカート丈は、膝上あたりより長くする。

エ その他

- ・スラックスまたはスカート、ネクタイまたはリボンの選択は自由とする。
- ・5月～10月はクールビズ期間とし、ネクタイ、リボンの着用を任意とする。
- ・2・3年生も新制服を組み合わせて着用することができる。ただし、黒の標準学生服もしくはブレザーを着用する場合は、ズボン・スラックス・スカートとネクタイ・リボンについても新旧で統一して着用する。

旧制服

ア 上着

＜男子＞

黒の標準学生服（上着、ズボンともに標準学生服認証マーク入りのもの）に、本校の校章入りのボタンを着用する。袖ボタンは2個。

＜女子＞

紺のブレザーを着用する。カッターシャツに紺のネクタイを締める。

イ シャツ

半袖カッターシャツ、長袖カッターシャツ、ポロシャツを着用する。

ウ 内着

シャツのみを着用する場合は、色やデザインが華美でないものとする。上着を着用する場合は、極端にはみ出さないようにする。女子はネクタイの結び目が隠れ

ないものとする。

エ ズボン・スカート

ズボン丈は、くるぶしが隠れて裾を踏まない程度とする。スカート丈は、膝上あたりより長くする。女子は指定のストラックスを着用してもよい。

オ その他

5月～10月はクールビズ期間とし、ネクタイ着用を任意とする。

3 頭髪

- ・染色、脱色、パーマ、特殊なカットや加工をしない。
- ・髪が目にかからない。
- ・髪をまとめる場合は飾りのついていないヘアゴム、ヘアピンを使用する。

4 靴下・装身具等

ア 靴下

華美でないもの、イラスト等が描かれていないものとする。

イ 装身具等

- ・学校生活に不要な装身具を使用しない。
- ・化粧をしない。

ウ その他

上履きは学校指定のものとし、はっきり記名する。

での使用は禁止します。

- ・暴力・違法薬物・ギャンブル・ポルノ・インターネットショッピング・SNSなどのWebサイトの閲覧は禁止します。

○自分以外の【ID・パスワード】でのログインを禁止

- ・他人のふりをして故意にログインをした場合、不正アクセス禁止法などに抵触します。

○カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは教員の許可を得ること

- ・他人の所有物を無断撮影する場合は盗撮行為となり、指導対象になります。

○他人の画像・音声・動画・個人情報（氏名・住所等）は、本人の同意にかかわらず撮影・所持・送信・公開してはならない

- ・これらの行為は違法です。直ちに指導の対象となります。

○他人のChromebookに、本人の許可なく触れることを禁止

- ・他人の所有物に触れる行為はマナー違反です。悪質な場合は指導の対象となります。

○Chromebookが盗難被害に遭わないよう、自己管理の徹底

- ・教室移動などでChromebookを机の上に放置した状態とならないようにしてください。鞆に入れるなど、各自で管理してください。盗難に遭った場合は、速やかに担任もしくは指導係へ報告してください。

○Chromebookへのログイン名が指定のもの以外の場合、学習活動に制限あり

- ・Google Classroomなどが使用できません。

○Chromebook以外の個人所有の端末を校内ネットワークへ接続することの禁止

ICT 機器の利用について

Chromebook 校内利用の注意事項

○授業には毎回持参する

- ・充電は家庭で行うこと。校内での充電はできませんが、予備のモバイルバッテリーの持参は可能です。

○Chromebookは学習のツールとして利用のみ

- ・調べ学習や辞書の代わりなど、学習に関する使用のみとします。
- ・授業、学習以外の目的（SNSやゲームなど）

- ・管理者の方で履歴をたどる機能がありますので、問題発覚の場合は特定することができます。

○Chromebook の貸し借りの禁止

- ・容易に友人へ貸し出すことは、無用なトラブルのきっかけにもなります。

○Chromebook へ記名

- ・他人の端末と間違えるトラブルを防ぐことになります。

○校内のネットワークを利用したアプリのインストールの禁止

- ・校内ネットワークを経由しているアプリのインストールは、教員の指示があった場合を除き、原則禁止します。

○パスワードについて

- ・自分の設定したパスワードを忘れてしまった場合、速やかに担任に申し出てください。担当管理者が本人確認の上、パスワードの初期化を行います。

○Google Classroom で配信された課題について

- ・Google Classroom を通じて出された課題は、深夜から早朝（22:00～6:00）の時間帯は返信・提出しないでください。先生もこの時間帯には緊急を要すること以外では配信は行いません。

○Chromebook にログインする ID について

- ・Chromebook にログインする ID は、電子メールアドレスとして利用できます。このメールアドレスは、本校在学時およびその後 1 年間は使用することができます。

※上記のことを厳守し、授業・休憩時間・放課

後などを利用し Chromebook を活用してください。

食堂・売店の利用について

1 食堂利用時間

- ア めん類・飯類…昼食時、放課後
- イ 飲み物・軽食類…休憩時、昼食時
放課後

2 注意事項

- ア 食堂で購入したものは原則として食堂内で飲食する。持ち出し可能なものであっても、歩きながらの飲食はせず、ゴミは食堂のゴミ箱に捨てる。
- イ 自習時間は利用しない。
- ウ 食堂内では静かにする。
- エ 利用後の後始末を確実にする。
- オ 居座って勉強等をしない。

3 売店営業時間

8 : 0 0 ～ 1 5 : 0 0

表 彰 規 程

- (1) 翠陵賞の表彰基準を下記の通り定める。

- ア 一般生徒の模範となると認められる生徒は、これを表彰する。
- イ 表彰に値すると認められる場合は、各係の推薦を得て職員会議にはかり、校長がこれを行う。
- ウ 表彰の対象に該当しない生徒
 - ① 何らかの問題行為により懲戒処分・教育的指導を受けた生徒。
 - ② 頭髪・服装・その他生活態度に問題ありと認められた生徒。
- エ 翠陵賞の該当項目は以下の通りとする。
 - ① 皆勤賞

在学年間皆勤賞(翠陵賞)…在学
3年間に於いて、各学年とも皆勤
賞受賞の生徒。

② 成績優秀者賞

別途規定の通りとする。

③ 部活動・生徒会関係表彰

対象：3年生

選考方法：部顧問による選出、推
薦→生徒会で集約→顧
問→職員会議で承認

推薦基準：

○原則として3か年継続して同一の
部に所属していたこと。

○次の項目のいずれかに該当するこ
と。但し、いずれも大会にエントリ
ーしていた生徒に限る。

- ・3年間に全国大会に出場・出品
- ・3年間に中国大会で3位以内・銀賞
以上

- ・3年間に県内大会優勝・最優秀賞

○生徒会長・副会長

○その他の生徒会執行部員の中で、活
動貢献が顕著で表彰の価値ありと認
められる生徒

○上記以外で生活指導委員会が特に表
彰の価値ありと認めた生徒

生徒会規定

1 生徒会規約

第1章 名称及び目的

第1条 本会は鳥取県立八頭高等学校生徒会
と称する。

第2条 本会は本校生徒の融和を計り、全校
一致校風の刷新に努め、心身の練磨と自治
精神の昂揚を期することを目的とする。

第2章 構成

第3条 本会は本校生徒会員をもって組織し、
次の役員をおき、生徒会執行部とする。

会 長 1名 副会長 1～2名
書 記 1～2名 会 計 1～2名

第3章 生徒会役員

第4条 会長・副会長は選挙によって選び、書
記・会計は会長・副会長がこれを任命し、
代議員会の3分の2以上の承認を得る。
ただし、これら役員すべてが同一学年でな
い事が望ましい。

第5条 生徒会役員の辞任は、他の生徒会役
員がこれを認め、代議員会において承認さ
れた場合に成立する。

第6条 執行部は次のことをつかさどる。

(1) 会 長：会長は会を代表し統轄する。

① 総会の招集

② 代議員会の招集

③ 議案の提出

④ 各種委員会に出席する。

(2) 副会長：副会長は会長を補佐し、会長に
事故あるときはこれに代わる。

(3) 書 記：書記は会議の記録をし保管する。

(4) 会 計：会計は一切の金銭の出納及び決
算の作成を行う。

第7条 本会は下部にホームルーム及び各種
部活動を置き、その上に委員会・代議員会・
生徒総会の順をもって組織する。

第4章 生徒会委員

第8条 委員については、別に細則を設ける。

第5章 部 活 動

第9条 部活動については別に細則を設ける。

第6章 委 員 会

第10条 委員会については別に細則を設ける。

第7章 代 議 員 会

第11条 代議員会は、各ホームルームの室長・
副室長2名をもって構成する。

第12条 代議員会は、生徒の自治活動に関す
る一切を協議決定し、学校長の承認を得る。

第13条 代議員会には次の役員を置く。

議 長 1 名 副議長 1 名

議長・副議長は代議員の中より互選する。

第 14 条 代議員会は必要に応じて随時会議を開く。ただし、会長及び代議員会の要求があったとき、臨時にこれを開かなければならない。

第 15 条 生徒の総意を確認する生徒総会は、次の場合開くことができる。

- (1) 代議員会の要求があった場合。
- (2) 会員の半数以上の要求があった場合。
- (3) 生徒会長が必要と認めた場合。

第 16 条 生徒総会の議長及び副議長は、代議員会において推薦し総会で承認する。

第 17 条 生徒総会の書記は、議長が指名する。

第 8 章 会費及び会計

第 18 条 本会の会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 会 費 毎月 6 0 0 円
- (2) 入会金 3 0 0 円

第 19 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

第 20 条 予算の議決には、次の経過を必要とする。

- (1) 各部の部長は、予算請求書を 4 月 20 日までに生徒会に提出することを原則とする。
- (2) 執行部・生徒会部顧問で、その査定を行い予算作成にあたる。
- (3) 会長はこの予算案を代議員会に提出し、承認を得る。前年度会計決算も、この会で承認を得る。

第 21 条 本会の会計は、2 名の会計監査委員長・副委員長が随時これを監査する。

第 9 章 会 議

第 22 条 本会における総ての会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、その過半数の同意を得なければ議決することができない。可否同数の場合は、議長が決裁する。

第 10 章 任期及びリコール

第 23 条 本会の会長・副会長・書記・会計・会計監査の任期は 1 ヶ年とする。

第 24 条 生徒会の各委員の任期は、前期を 4 月～9 月、後期を 10 月～3 月までとする。ただし、選挙管理委員の任期は、4 月から 3 月までの 1 年間とする。

第 25 条 本会のすべての役員のリコールは、各々の選出母体の過半数の賛成のあった場合に成立する。

第 11 章 顧 問

第 26 条 本会のあらゆる組織に、職員の中より顧問を置き助言を受ける。

第 12 章 表彰及び慶弔

第 27 条 会員に善行又は功労のあった時には表彰する。

第 28 条 職員・生徒・生徒の保護者・兄弟の死亡に際しては、金 1 0 , 0 0 0 円を贈る。

第 29 条 其の他の場合は、代議員会で協議決定する。

第 13 章 規約改正

第 30 条 本会の規約改正は、代議員の 3 分の 2 以上の賛成を得て、承認を得なければならない。

〈付則〉この規約は、平成 15 年（2003 年）4 月 1 日から施行する。

第 31 条 応援団は本会全員をもって構成する。

第 32 条 応援団には次の役員を置く。

- (1) 団 長 1 名
- (2) 副団長 1 ～ 2 名
- (3) 幹 部 若干名

第 33 条 応援団幹部は生徒会長がこれを指名し、団長・副団長は生徒会長及び幹部の合意の上これを互選し、代議員会で承認する。

第 34 条 本役員は次の任務を遂行する。

- (1) 各種大会選手の壮行の指揮を行う。
- (2) 生徒会長が必要と認めた場合、代議員の承認を得て、各種大会の応援に出場することができる。

2 生徒会委員細則

第1条 生徒会委員は、各ホームルーム別に選挙による次の委員を置き、兼任を認めない。

- (1) 代議員 2名
- (2) 文化委員 2名
- (3) 体育委員 2名
- (4) 生活委員 2名
- (5) 選挙管理委員 1名
- (6) 庶務委員 4名
- (7) 環境委員 2名
- (8) 進路委員 2名
- (9) 図書委員 2名
- (10) 保健委員 2名
- (11) 家庭クラブ委員 2名
- (12) 人権教育 LHR 推進委員 2名

第2条 生徒会の委員は次の事をつかさどる。

(1) 代議員

代議員は、生徒会活動に関するホームルームの意見を代表し、代議員会に出席する。

(2) 文化委員

文化委員は学校祭・その他文化的行事の企画及び実施をつかさどる。

(3) 体育委員

体育委員は校内球技大会・運動祭等の体育行事の企画及び実施をつかさどる。

(4) 生活委員

生活委員は、服装・挨拶・規律等校舎内外にわたって、高校生らしい生活を送るための様々な取り組みに従事する。

(5) 選挙管理委員（任期は通年とする）

選挙管理委員は、選挙規定に基づいて選挙に関するすべての管理を行う。

(6) 庶務委員

庶務委員は時間変更や課題・配布物の有無を確認しクラスへ周知・配布する。

(7) 環境委員

環境委員はごみの分別徹底等、教室内

の美化に努め、環境配慮活動を推進する。

(8) 進路委員

進路委員は進路室からの配布物の配布や連絡を行う。

(9) 図書委員

図書委員は図書館の行事の企画・運営に携わり、読書や図書館の PR を行う。

(10) 保健委員

保健委員は健康診断・検診等の補助手伝いやマイボトル・メディア調査を行う。

(11) 家庭クラブ委員

家庭クラブ委員は学校家庭クラブ行事の準備、運営、参加に関わる。

(12) 人権教育 LHR 推進委員

人権教育 LHR 推進委員はクラスの人権教育 LHR の企画・運営に協力する。

3 部活動細則

第1条 部活動においては、生徒は相互に楽しく活動し、責任を遂行し、寛容であり、他の人々と歩調を合せ、自分たちの興味と素質を追求することを目的とする。部活動に関して、人権侵害その他の問題行動が認められた場合、学校長は、当分の間該当する部の活動停止を命じることができる。

第2条 部の種類は次のとおりとする。

文化系 書道、演劇、生活デザイン、茶道、華道、E S S、放送、吹奏楽、箏曲、美術、写真、部落解放研

運動系 陸上競技、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、テニス、卓球、硬式野球、軟式野球、剣道、柔道、水泳、弓道、バドミントン、サッカー、ホッケー

第3条 各部に、顧問教師と部長を置く。部長は部員の互選による。

第4条 文化関係、体育関係等の部はそれぞれ、文化委員会、体育委員会等に所属し、各委員会の要請に応じて出席することが

できる。

第5条 部活動の活動時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 通年18：20までとする。
- (2) 定期考査開始7日前から、考査終了時までの期間は原則部活動禁止。ただし、大会と重なる場合は『部活動特別許可願』の提出により考慮する。
なお、特別許可を認めるのは、以下の2通りの場合のみとする。

①大会出場の1週間前から大会当日までの期間に限り、顧問が企画部に届出て19：00まで延長を許可する。

②定期考査中に大会がある場合
考査開始前日までは17：00まで。
考査開始日から考査終了前日までは最大15：00まで。ただし、帰宅する交通機関の時間までは、部顧問が責任を持って監督すること。

第6条 部・同好会の新設

- (1) 相当数（8～10人程度を最低の目安とする）の同好者が活動場所と顧問を得たのち同好会として申請し、顧問会・生徒会・代議員会の承認を得て新設する。
- (2) 同好会への部費・旅費・登録費・参加料等の支給はしない。部室も配当しない。
- (3) 同好会の部への昇格は、顧問の申請があれば3年間の練習・活動実績・部員数等から判断し、生徒会・顧問会・代議員会の承認を得て決定する。部室は、空きがあれば配当する。

第7条 部・同好会の休部・廃部(会)

- (1) 次の①～③のいずれかに該当する部は、生徒会・顧問・部長（生徒）と協議の上休部（同好会の場合は廃止）とすることができる。
①部員が相当数（平常の活動及び試合・大会出場が困難とならない程度の人数）に満たない場合

②2年間にわたり、平常の活動が著しく不活発であった場合

③部員の問題行動が目立ったり、部室の使用状況が極めて不良である場合

- (2) 休部が決定した部へは、決定段階で予算執行は差し止め、次年度より生徒会予算に計上しない。顧問も配置しない。
- (3) 2年間にわたり休部状態が続き、生徒会が今後も運営不能と判断した場合、代議員会の承認を得て廃部とする。
- (4) 学校運営上、休部扱いにできない場合がある。これについては顧問会・代議員会で協議の上決定する。

第8条 休部・廃部になった部の復活

休部・廃部になった部の復活は、部活動細則第6条に準じて行う事ができる。ただし、復活の場合は1年間の練習・活動実績・部員数等の推移を見て判断することとする。

4 委員会細則

第1条 委員会の構成は次のとおりとする。

文化委員会 体育委員会
生活委員会 選挙管理委員会

第2条 委員会は、各ホームルームの生徒会委員で分掌別に構成し、委員長・副委員長は互選とする。

第3条 各委員会は、分掌別にホームルームと連絡し、代議員会の議決事項を執行する。

第4条 各委員会の協議事項は、代議員会にはかり、その議決を得て実行しなければならない。ただし、代議員会において委任された事項についてはこの限りではない。

5 生徒会役員選挙規定

第1章 総 則

第1条 この選挙規定は、生徒会役員を選出する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明する意志によって、公明且つ適正に行われる事を確保し、もって生徒会

活動の、健全なる発達を期する事を目的とする。

第2章 選挙権・被選挙権

第2条 本会役員の選挙権は、全会員がこれを有する。

第3条 本会役員の被選挙権は、全会員がこれを有する。

第3章 選挙期日

第4条 本会役員の任期満了による選挙は、9月1日から9月30日までに行う事を原則とする。

第5条 選挙の期日は、少なくとも8日前に公示しなければならない。

第6条 本会役員の再選挙又は補欠選挙は、これを行うべきことが生じた日から、15日以内に選挙しなければならない。

第4章 投票及び開票

第7条 選挙は投票により行う。(1人1票)

第8条 理由を問わず、一切の代理投票は認めない。

第9条 次の場合は投票無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 一投票中の候補者以外の氏名を記載したもの。
- (3) 候補者の何人を記載したかを確認しがたいもの。

第5章 候補者

第10条 本会役員の候補者は、候補者受付の公示のあった日から、4日以内に文書で届け出ねばならない。ただし、届け出のない場合は、選挙規定第3章第4条に定める範囲内において、再公示もしくは代議員会において推薦することができる。

第6章 当選人

第11条 選挙において、有効票の最高得票を得た者を役員と認める。

第12条 本会役員の選挙は、無競争及び代議員会において推薦された場合、全会員の信任投票で過半数を得た時、正式に役員と

認める。

第7章 規定改廃

第13条 この規定は代議員会で審議し3分の2以上の賛成を得て改廃する事ができる。

付 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

部室使用規定

第1条 週に1回は部室内外の清掃・整理整頓にあたること。

◆第1条に対する違反警告が累積3回に達した部は、清掃・整理が完了し生徒会部が認めるまでの間、部室使用停止処分とする。

第2条 部室の使用にあたっては、次の項目を厳守すること。

- (1) 平日の朝（登校時）・顧問の許可なく部室への出入りを禁ずる。
- (2) 平日の放課後までの時間、顧問の許可なく部室への出入りを禁ずる。
- (3) 部活動終了後は速やかに片付け・更衣を行い、下校すること。
- (4) 部室に落書き・スプレー塗布などの破損行為を行わないこと。
- (5) 部室内での物品管理を徹底し、盗難等が発生しないよう常に施錠に心がけると。
- (6) 部室内での飲食は行わないこと。
- (7) 部活動に必要な私物を、部室に持ち込まないこと。
特に、ドライヤー・ヘアアイロン・暖房器具・ポット等、火災の危険を伴う電気器具の使用を禁ずる。
- (8) 部室棟1・2階通路と階段には、物を置かないこと。

第3条 部室の使用後下校する際は、次の点を厳守すること。

- (1) 部室内の消灯及び換気扇の電源を必ず切

ること。

(2)窓のロックと扉の施錠を必ず行うこと。

第4条 各部室の鍵の管理を徹底すること。

(1)各部室の鍵は生徒会係が保管・管理し、放課後貸し出す。部活動終了後返却する。

ただし、休日及び長期休業中に部室を使用する際は、部顧問が保管・管理する。

(2)学校事務及び生徒会係の許可無く合鍵を作らないこと。部員に作らせないこと。

(3)鍵を紛失した場合は、速やかに生徒会係まで申し出ること。

◇第4条の各項に対する違反が2回に及べば、無期限の部室使用停止とする。

第5条 部室内では、次のような不良行為を絶対にしないこと。させないこと。

【喫煙・飲酒・暴力行為・授業、自習時の部室入り込み など】

◇第5条に対する違反行為が複数回に及べば、無期限の部室使用停止とする。

第6条 部室の窓ガラスや入口扉(ノブ)・

棚・壁・天井・電灯等に人為的な破損の形跡がある場合、原則としてその部の責任において直ちに修理・弁償を行うこと。

◆破損が度重なる場合、その回数・状況に応じて部室使用停止、あるいは部室閉鎖(没収)を行う。

補 則 1 この規定は、全ての部室に適用する。

補 則 2 各条項に対する違反に対して再三の指導や部室使用停止処分があったにもかかわらず、改善が見られない部は、部室閉鎖(没収)を行う。

合 宿 規 定

- 1 この規定は、本校に籍をおく生徒が部及び同好会として学校の内外で合宿する場合に適用する。
- 2 責任者は明細な計画を立て、合宿許可願いを生徒会主任に提出する。
- 3 合宿責任者は部顧問とし、合宿中は生徒の生活全般の指導に万全を期すること。
- 4 合宿中は規律ある生活に努めること。
 - ①早寝早起をすること。
 - ②一定時間の学習時間を確保すること。
 - ③消灯後は他人の安眠を妨げないようにすること。
 - ④起居、動作、服装等がふしだらにならないように注意すること。
- 5 合宿中は保健衛生に注意し、病気事故等が発生した際は、速やかに学校長及び担任・保護者に連絡すると共に、適切な処置をとること。
- 6 みだりに飲食店に出入りをしたり買食いをしたりしないこと。夜間の外出は必ず部顧問の許可を得ること。

図 書 館 規 則

1 図書館運営

- (1) 図書館運営には、学校の教育方針に従って図書館職員が当たる。
- (2) 図書館の運営実務に、生徒の図書委員も協力する。

2 開館及び閉館

- (1) 開館日
 - ①学校の休業日を除いて毎日開館する。
 - ②長期休業中は、特別に開館日を設ける。
 - ③館内整備や行事のため、閉館する場合がある。

(2) 開館時間

- ①午前8時40分から午後4時30分までとする。
- ②長期休業中の開館は、午前9時30分から午後4時までとする。
- ③職員会議などで図書館職員がいない時間帯は閉館とする。

3 閲覧及び貸し出し

(1) 閲覧

- ①図書を自由に書架から出して、読んでもよいが、退館の際は元の位置に戻す。
- ②図書その他の資料は大切に扱う。

(2) 貸し出し

- ①貸し出しは、1人10冊14日間までとする。ただし、長期休業中は1人20冊までとし、返却期限は別に定める。
- ②禁帯出図書（赤ラベル）は、特別な場合のみ貸し出すことができる。

4 その他

図書を紛失又は甚しく汚損した場合、同一図書を弁償させることがある。

教育相談活動について

1 教育相談制度の利用について

本校で教育相談にあたる教職員（教育相談係といいます。以下同じ）は、下記に示す方針で皆さんの相談にのります。大いに利用してください。

- (1) 教育相談係は、相談された内容については秘密を守ります。ただし、相談者の生命に危険が及んだり、安全が脅かされる場合などのやむを得ない場合にはこの限りではありません。
- (2) 教育相談係は、意見を相談者に押しつ

けることはありません。相談者中の立場に立って、相談者自身が自分なりの考えをまとめ、判断できるように支援します。

2 相談内容について

- (1) 自分自身について
- (2) 学校生活全般について（将来の進路、勉強と部活動との両立など）
- (3) 人間関係について
- (4) その他（不安・焦り・ストレス・身体の不調など）

3 教育相談の申し込みについて

- (1) 相談室に直接来るか、担任の先生や養護の先生（保健室）に伝えてください。
- (2) 教育相談室は、第1校舎1階（保健室の隣）にあります。

壮行歌（選手を送る歌）

1 緑の丘に若草の 燃ゆる希望胸に抱き
雨風の日もたゆみなく
練りに練りたる我が選手
技競う日は遂に来ぬ
雄々しく行けや我が選手

2 緑の丘に培し きびしき心忘るなく
技を競わんその庭に 生命溢るる青春の
力の糧をふるかえし
雄々しく行けや我が選手

3 緑の丘の若人の 薫る至純の心もて
あつき情けの溢れたる
技をば競え正々と 技をば競え堂々と
雄々しく行けや我が選手

応 援 歌

- 1 八頭の^{あらし}風にきたえたる
その実力を堂々と
天下に示す時は来ぬ
いざふるいて立て我が選手
- 2 八頭の健児が堂々の
駒行くところ敵あらし
威風はすでにそなわりて
勝利の栄冠我にあり
- 3 ああ青春の血はもえて
熱と力の若人が
固く結べる道途をば
我らは讃えん諸共に

本校の沿革

- | | | | |
|----------|--|----------|--|
| | | | ラウンドを建設し、20,905㎡の第1期
工事竣工。 |
| | | S30.5.30 | 家庭科調理室98㎡新築。 |
| | | S30.6.7 | 学校創立記念日制定。 |
| | | S31.4.1 | 若桜校舎の課程を普通課程に変更。
第2代校長黒坂一郎着任。 |
| | | S32.3.8 | 校旗制定。 |
| | | S33.9.30 | 八頭郡公設グラウンドのメインスタンド
完成。 |
| | | S34.3.1 | 第3校舎改築落成式(鉄筋校舎9教室) |
| | | S34.7.22 | 八頭郡公設グラウンドを県に移管。 |
| | | S35.1.26 | 第5校舎増築(鉄筋校舎6教室)。 |
| | | S36.4.1 | 第3代校長西村実義着任。 |
| | | S37.3.28 | 北体育館竣工。校門の新築。 |
| | | S37.4.1 | 普通科8学級(定員400名)家庭科1学
級(定員50名)若桜校舎1学級(定員50
名)募集。 |
| | | S38.4.1 | 普通科11学級(定員550名)家庭科1
学級(定員50名)若桜校舎1学級(定員
50名)募集。若桜校舎全日制課程とし
募集、50人となる。 |
| | | S39.1.14 | 校碑(生徒信条「真摯明朗」)、「未来を
築く若人」の像を建造。 |
| | | S39.2.10 | 家庭科染色・洗濯室移築。
クラブ部室(8室)改築。 |
| | | S39.2.13 | 第4校舎新築(鉄筋校舎 12 教室)。 |
| | | S39.4.1 | 普通科1学級増募。(1年12学級)。 |
| | | S39.8.16 | 第4代校長山本嘉将着任。 |
| | | S39.8.25 | プール竣工(50m9コース)。 |
| | | S40.4.1 | 普通科11学級(定員550名)家庭科1
学級(定員50名)若桜分校1学級(定員
50名)募集。 |
| | | S41.3.15 | 鉄筋第2校舎改築。 |
| | | S41.4.1 | 普通科12学級(定員600名)家庭科1
学級(定員50名)分校1学級(定員50
名)募集。 |
| | | S42.1.30 | 鉄筋第3校舎改築。 |
| | | S42.3.31 | 第2・第3校舎間の石庭完成。 |
| | | S43.2.15 | 第1校舎新築(鉄筋校舎)。 |
| T15.3.15 | 文部省告示により、鳥取県女子師範
学校併設鳥取県立八頭高等女学校
設立認可。 | | |
| S23.4.1 | 新制高等学校制度実施により、鳥取県
立八頭高等学校として出発し男女共
学を実施す。定時制課程を本校及び
八上分校に開設す。
初代校長小林俊治着任。 | | |
| S24.4.1 | 県立高等学校の統合により、智頭農
林高校と統合し、全日制普通課程(郡
家)・農林課程(智頭)を置き、定時制
課程を郡家・若桜・用瀬・八上に置き、
総合制高校として発足。 | | |
| S26.3.31 | 用瀬校舎閉鎖、郡家校舎に編入収容。 | | |
| S26.11.3 | 校歌制定。 | | |
| S28.4.1 | 県立高等学校の再編整理により、智
頭校舎は県立智頭農林高等学校とし
て分離独立。全日制家庭科新設。 | | |
| S30.4.18 | 本校運動場を基盤とし、八頭郡公設グ | | |

S43.3.25	鉄骨南体育館新築。	S60.10.21	第40回国民体育大会が開催され、
S43.4.1	普通科11学級(定員506名)家庭科1	～25	第1グラウンドはホッケー競技場、第
	学級(定員46名)分校1学級(定員46名)		2グラウンドは軟式野球(少年の部)競
	募集。		技会場となる。
S44.4.1	第5代校長前田忠雄着任。	S61.2.20	LL教室を更新整備・充実。
S44.12.25	鉄骨渡り廊下新築。	S61.12.5	富士通パーソナルコンピューター16
S45.10.29	総合部室(20室)・第2泉庭完成。		β 21台を設置。
S46.3.30	同窓会館新築。	S62.4.1	普通科9学級(定員405名)家政科1
S47.4.1	第6代校長國田隆廣着任。		学級(定員40名)募集。
S47.10.21	第2グラウンド完成。	S63.3.15	屋内練習場新築。
S49.4.1	第7代校長河本晴正着任。	S63.3.24	家庭経営保育実習室改築。
S50.11.1	創立50周年記念式典挙行。	S63.4.1	第10代校長近藤延幸着任。
S51.4.1	普通科10学級(定員420名)家庭科1	H1.3.25	自転車置場(木造3棟)改築(鉄骨
	学級(定員40名)分校1学級(定員42名)		110㎡)。
	募集。	H1.3.27	ウエイト・トレーニング場新築(木造平
S52.4.1	第8代校長加藤 潔着任。		屋建 49 ㎡)。
	若桜分校の生徒募集停止。	H1.4.1	普通科10学級(定員450名)・家政
S52.12.27	冬季寄宿舍兼クラブ合宿所(緑ヶ丘寮)		科1学級(定員40名)募集。
	改造完成。	H2.4.1	第11代校長松田章義着任。
S53.3.27	部室新築(6室)	H2.4.1	普通科9学級(定員405名)・家政科
S55.3.29	第2弓道場新築(6人立)		1学級(定員40名)募集。
S56.3.16	家庭科特別教室改築。第2・第4校舎	H3.7.17	第27回献血運動推進全国大会におい
	及び南体育館間の鉄骨渡廊下新築。		て、厚生大臣表彰受賞。
S56.3.31	南体育館付属器具庫新築。	H4.3.30	翠陵賞新設。
S56.4.1	普通科10学級(定員420名)家庭科1	H4.4.1	第12代校長奥田省一着任。
	学級(定員40名)募集。	H4.4.1	普通科9学級(定員396名)・家政科1
S57.4.1	普通科1学級減となり、9学級(定員37		学級(定員40名)募集。
	8名)募集。	H5.3.19	木造校舎(3教室)を撤去し、図書館棟
S57.4.1	校舎名の呼称変更(旧第1・2校舎を		を新築(1階図書室510㎡・2階視聴
	第1校舎、旧第3・4校舎を第2校舎、旧		覚室 216 ㎡)。
	第5校舎を第3校舎、旧第6校舎を第4	H5.10.15	平成6年度入学者より、家政科を生活
	校舎)。		デザイン科に改編決定。
S58.4.1	第9代校長小林祐郎着任。	H6.1.25	町道・八頭高等学校前線改良工事
S59.4.8	第2グラウンドを、わかとり国体軟式野		(八頭高進入路)完了。
	球場として整備。	H6.2.28	南体育館ギャラリー座面取替工事完了。
S60.1.22	柔剣道場新築。	H6.3.29	第2校舎内外装工事完了(第2・第3校
S60.6.7	創立60周年記念式典挙行、記念事		舎の暖房集中管理工事を含む)。
	業…校旗新調披露、学校案内板新調、	H6.4.1	普通科9学級(定員360名)・生活デ
	記念文化祭・運動祭。		ザイン科1学級(定員40名)募集。

H7.8.1	全国高等学校総合体育大会が鳥取県に於いて開催される。	Ⅱ種)の認定を受ける。
H7.11.2	創立70周年記念式典挙行。視聴覚室への冷房装置。「長谷文庫」の創設。「翠陵」記念特集号刊行平成8年3月。	H20.4.1 第16代校長大原洋二着任。
H7.11.30	第1校舎・管理棟の外装工事完了。	H22.6.11 南体育館耐震改修工事完成。
H8.4.1	第13代校長武田勝文着任。	H22.9.30 同窓会館耐震改修工事完成。
H8.12.15	北体育館竣工(鉄骨造り体育館1344㎡・付属建物640㎡)。	H22.12.13 第1グラウンド改修工事完成。
H9.3.31	クラブ部室棟新築(鉄骨32室659㎡)。	H23.3.25 テニスコート改修工事(第2期)完成。
H10.2.20	創作・交流ホール「ホール煌」新築。	H23.4.1 理数科・国際英語科募集停止。
H10.8.7	第22回全国高等学校総合文化祭鳥取県開催。写真部・放送部・囲碁部入賞。	普通科探究文科コース1学級(定員40名)及び普通科探究理科コース1学級(定員40名)設置。
H12.4.1	生活デザイン科募集停止。理数学科理数科1学級(定員40名)設置。国際英語学科国際英語科1学級(定員40名)設置。普通学科普通科体育コース1学級(定員40名)及び総合コース6学級(定員240名)設置。	普通科総合コース1学級減。
H13.4.1	第14代校長井上悦生着任。	H25.3.31 理数学科理数科,国際英語学科国際英語科 閉科
H13.4.30	ウエイトトレーニング場新築。	H25.4.1 第17代校長小倉健一着任
H14.4.1	生活デザイン科が、智頭農林高校に分離移管。	H27.3.30 第2校舎新築完成。
H15.3.7	新校舎(第1期工事:現第3校舎)完成。新校舎4,020㎡ 16教室	普通教室7教室、会議室5室、教材室2室、売店1室
H15.4.1	1年総合コース1クラス減で5クラスとなる。	H27.11.6 創立90周年記念式典挙行。
H15.4.7	第3グラウンド完成。(26,500㎡)ホッケーコート(人工芝)・サッカーコート・駐輪場(426㎡364台収容可)新築。	H27.11.20 特別教室棟耐震改修工事完成。
H15.9.5-10.31	第2校舎解体工事。	H28.4.1 第18代校長橋本代里子着任。
H16.3.1	第1～第2校舎渡り廊下完成156㎡。	H30.4.1 第19代校長中島靖雄着任。
H16.4.1	第15代校長小椋孝昭着任。	R2.4.1 第20代校長加賀田剛着任。
H16.9.14	25mプール完成・竣工記念式典。	R3.4.1 類型制導入。看護医療類型新設。体育コース、総合コース、探究文科コース、探究理科コースが体育類型、総合文科、総合理科、探究文科、探究理科の各類型に移行。
H17.11.2	創立80周年記念式典挙行。正門の校碑門柱新設、前庭整備、「翠陵」記念特集号刊行(平成18年5月)。	R5.4.1 第21代校長岡田優着任。
H18.2.9	オーストラリア、ミッチェルトン高校と姉妹校提携。	
H18.11.24	鳥取県版環境管理システム(TEAS	